

2025年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

### 【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

#### 【情報推進課】

標準化に適合する基幹システムでは自治体独自の施策においても、設定やオプションにより、多くの施策が対応可能となっております。

なお、本市独自で実施している施策において、情報システムの標準化を実施した後においても継続的に実施する予定をしております。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

#### 【情報推進課】

窓口に来庁することなくスマートフォンやパソコンなどを利用して、申請や届出などの手続きができる電子申請は、従来の申請書類に加えて実施しているため、引き続き申請書類

による手続きも行ってまいります。

また、書かない窓口では、従来使用していた手書きの申請書に変わり、職員が申請者に聞き取った内容をシステムに入力し、システムにて作成した申請書に、署名していただくのみとなっているなど申請を簡略化しております。

## 【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

### 1. 安心できる介護保障

#### ★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

#### 【高齢福祉課】介護

介護保険料については、第9期計画期間における標準給付費見込額を推計し、必要保険料額の設定を行い、保険料の段階については、国の提示した13段階よりも多い15段階とし、所得に応じた負担割合を設定しています。

なお、介護保険法では、要介護者を社会全体で支えあい、国民の共同連帯の理念に基づき、公平に費用負担することとされているため、低所得の方にも負担をお願いしています。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

#### 【高齢福祉課】介護

本市におきましては、介護保険法の規定に基づいて介護保険料の減免を実施しております。

減免要件等の見直しは考えておりませんが、今後も引き続き、当該減免制度に関する国の動向を注視してまいります。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

#### 【高齢福祉課】介護

主たる生計維持者が被災したり、死亡・重大な障がいを受けた場合や、事業の休廃止、天災による不作などにより収入が著しく減少した場合には保険料の減免が可能です。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

#### 【高齢福祉課】介護

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度により、低所得者の介護利用料を軽減しています。

⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

**【高齢福祉課】介護**

介護保険法に基づき、低所得者の方については、介護保険施設やショートステイの利用にかかる食費、居住費の負担軽減を行っています。

本市での独自の補助制度運用は考えておりませんが、国の今後の対応及び県や他市町村の動向に注視してまいります。

**(2)介護保険サービス**

①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

**【高齢福祉課】介護**

本市では、必要と認められれば現行相当サービスの訪問介護及びデイサービスを利用することのできる運用をしております。

また、報酬単価の引き上げについては、国の今後の対応及び県や他市町村の動向に注視してまいります。

②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

**【高齢福祉課】介護**

福祉用具の貸与については、介護保険法に基づいた運用をしており、対象品目は要介護度により異なりますが、該当しなかった際においても、身体状況等から福祉用具の貸与が必要であると認められる場合は例外給付となります。

しかしながら、福祉用具の安易な貸与・使用は利用者の自立を阻害する恐れもありうるため、例外給付は適切な手順により利用者の状態及び必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントに基づいて行われる必要があります。

本市においては、例外給付の対象に該当するか否を、事前協議を行い確認することで適切な給付に繋がっています。

**★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備**

①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

**【高齢福祉課】介護**

本市の財政状況は大変厳しい状況であり、現在、市独自の施策は考えておりませんが、今後も国や他市町村の動向を注視してまいります。

②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

**【高齢福祉課】介護**

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)策定時に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査、介護支援専門員調査の各種アンケート結果や毎年実施している市内介護サービス事業所に対する利用状況調査の結果をもとに、施設の必要数を推計し、整備しています。

第9期計画においては、各種アンケート結果から施設整備は行いませんでしたが、今後も介護保険施設等の空床及び待機者情報を市公式ウェブサイトに定期的に掲載し、実態把握に努めます。

③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

**【高齢福祉課】介護**

厚生労働省及び愛知県が示す入所指針を準用し、本人が認知症や知的障害・精神障害等により日常生活に支障を来すような症状・行動がある、単身世帯・同居家族が高齢又は病弱等により家族等による支援が期待できず地域での生活支援等の供給が不十分である、本人に対し家族等による深刻な虐待があり、安全安心の確保が困難であるといった4つの条件のいずれかに該当する者において、特別養護老人ホームと連携し、必要と認められる場合には、特例入所につなげています。

## ★(4)介護人材確保

①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

**【高齢福祉課】介護**

本市の財政状況は大変厳しい状況であり、現在、市独自の施策は考えておりませんが、今後も国や他市町村の動向を注視してまいります。

②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

**【高齢福祉課】介護**

本市の指定する介護保険サービス事業所への運営指導や集団指導において、労働基準法に則った勤務形態での事業実施及び各種基準に準じた人員配置での事業実施について指導しております。

また、今後も運営指導や集団指導において介護サービス報酬における夜間体制に関する加算を広く周知します。

現在、市独自の財政支援は考えておりませんが、今後も国や他市町村の動向を注視してまいります。

③8時間以上の長時間労働を是正してください。

**【高齢福祉課】介護**

本市の指定する介護保険サービス事業所への運営指導や集団指導において、労働基準法に則った勤務形態での事業実施及び各種基準に準じた人員配置での事業実施について指導してまいります。

④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

**【高齢福祉課】介護**

本市の行っている運営指導時に運営基準上の配置を満たしているかタイムカード等で確認しております。

## (5)高齢者福祉施策の充実

★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

**【高齢福祉課】高齢**

加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度については、令和5年4月から実施しています。

無料検診事業の実施については、現在のところ考えておりませんが、他市町村の動向を注視してまいります。

②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

**【高齢福祉課】包括**

高齢者サロンについては、社会福祉協議会がサロン運営に対して助成等の支援を行っております。

認知症カフェについては、あま市地域包括支援センターがボランティアの協力を得ながら「ふれあいカフェ」として開催しております。また、地域の方々が主催する「ふれあいカフェ」については、運営方法やカンファレンス実施等の支援をしております。

助成については、あま市認知症カフェ運営補助金交付要綱により、申請いただいた団体に対し1回開催につき2000円(月に8000円を限度)の補助金を交付しております。

その他、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費の確保に努めてまいります。

★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

**【高齢福祉課】高齢**

外出支援の施策につきましては、県内市町村の動向を注視しながら、研究していきます。

**(6)認知症高齢者の福祉施策の充実**

★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

**【高齢福祉課】包括**

「市町村認知症施策推進計画」の作成につきましては、県や他市町村の動向を注視してまいります。

②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

**【高齢福祉課】高齢**

認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」は、令和7年4月より実施しています。保険の加入にあたっては、認知症高齢者等SOSネットワーク事業に登録している方、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa 以上の方又はかかりつけ医若しくは認知症の専門医により認知症の診断を受けた方及び市町村民税非課税世帯の方等要件がありますが、加入の決定を受けた方は保険料無料で実施しています。

③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

**【高齢福祉課】包括**

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者の心身の機能低下を早期に発見するため、シニアいきいきアンケートを実施し、認知症初期集中支援チームへつなぐ等の早期対応を行っておりますが、名古屋市のような無料検診事業につきましては、県内市町村の動向を注視してまいります。

**★(7)障害者控除の認定**

①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

**【高齢福祉課】介護**

要介護1から5かつ認知症高齢者自立度Ⅱ以上又は障害高齢者自立度 A 以上の方を対象に実施しています。また、対象者には毎年1月頃に障害者控除対象者認定書を個別

送付しております。

## 2. 国保の改善

### ★(1) 保険料(税)の引き下げ

① 保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

#### 【保険医療課】

国保制度改革に伴い、県の示した運営方針に沿って保険料(税)を定めてまいります。

② 前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

#### 【保険医療課】

保険料(税)の引き下げにあてる基金や剰余金はございません。

### ★(2) 保険料(税)の減免制度

① 低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

#### 【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、低所得世帯のための保険料(税)の減免制度の実施は難しいと考えております。

② 18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

#### 【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、国の財源支援基準を超えた減免制度の実施は難しいと考えております。

③ 収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

#### 【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、収入減少を理由とした減免制度の拡充は難しいと考えております。

### ★(3) 保険料(税)滞納者への対応

① 保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

#### 【保険医療課】

対象者の生活状況を十分に把握のうえ、執行判断をしております。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

**【保険医療課】**

対象者の生活状況を十分に把握のうえ、執行判断をしております。

③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

**【保険医療課】**

対象者の生活状況を十分に把握のうえ、執行判断をしております。

**(4)傷病手当金・出産手当金**

①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

**【保険医療課】**

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、傷病手当金・出産手当金制度の創設は難しいと考えております。

**(5)一部負担金の減免制度**

①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

**【保険医療課】**

一部負担金の減免基準は、生活保護基準の1.3倍を超え1.4倍以下の世帯は猶予とし、1.155倍を超え1.3倍以下の世帯は2分の1減額、1.155倍以下の世帯は免除としております。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

**【保険医療課】**

市公式ウェブサイトへの記事掲載及び窓口へのチラシ設置により、周知を図っております。

**★(6)資格確認書の発行**

①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

**【保険医療課】**

マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用登録)を保有していない方やマイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者を対象に、資格確認書を交付しております。現在、国保加入者全員の一律交付は考えておりません。

### 3. 生活保護・生活困窮者支援

#### (1)生活保護制度

★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

##### 【社会福祉課】

物価高騰対策を主旨とした手当につきましては、現行の生活保護制度で規定されておられませんので支給することができません。日頃のケースワークにおいて、家計支援に係る必要な助言指導を行うことで物価高騰へ対応しております。

★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

##### 【社会福祉課】

申請書は誰もが見える所に置いておりませんが、相談をいただければ適切に対応を行うことができます。

★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

##### 【社会福祉課】

住民の方に向けては、市公式ウェブサイトや相談室内に、「生活保護の申請は国民の権利です」と明示しております。

④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

##### 【社会福祉課】

住居のない方からの申請があった場合は、他自治体へたらい回しすることなく、一時的に無料低額宿泊所へ入所していただくことがありますが、保護開始後、居宅生活が可能となった時点でスムーズに移行できるよう努めております。  
なお、当市では保護施設を設置しておりません。

⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

**【社会福祉課】**

生活保護を開始した場合等に、基準の範囲内でエアコン設置費用を支給しております。また、故障等の際には、必要に応じ社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」を案内しております。

冷房費の補助につきましては、現行の生活保護制度において規定されておりませんが、必要な時にエアコンが使用できるよう、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うことを心がけております。

⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

**【社会福祉課】**

令和3年2月26日付で厚生労働省社会・援護局保護課より発出された通知「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」を遵守し、扶養照会が必要な方のみに行うこととしております。

⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

**【社会福祉課】**

生活保護制度上、自動車の保有や運転は原則として認められておりませんが、実施要領等に定める要件に合致する場合には保有を容認できることがありますので、個々の事情を考慮し検討しております。

★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

**【社会福祉課】**

関係課に働きかけつつ、適正な人員配置に努めてまいります。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

**【社会福祉課】**

適正な人員配置に努めてまいります。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

**【社会福祉課】**

ケースワーカー及び面接相談員には、被保護世帯の自立助長のために適切な支援を行うことが求められていることから、有資格者による適正な人員配置に努めるとともに、必要な研修の受講を進めております。

なお、ケースワーカーの外部委託は検討しておりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

#### 【社会福祉課】

現況、就労支援員は会計年度任用職員を配置しておりますが、いずれも有資格者による適正な人員配置となっております。

## (2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

#### 【社会福祉課】

生活困窮者自立支援事業における相談業務は直営で行っておりますので、庁内関係部署とは速やかに連携することができております。なお、生活保護の業務は同一の部署で行っていることから、十分な情報共有や連携ができております。また、社会福祉協議会等の外部関係機関とも、必要に応じ連携し支援にあたるよう努めております。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

#### 【社会福祉課】

任意事業のうち地域居住支援事業及び子どもの学習・生活支援事業については現在実施をしておりますが、引き続きニーズ等の把握に努め必要に応じ実施を検討してまいります。

また、チラシを作成しているほか、ホームページにおいても生活困窮者自立支援制度の案内を行っており、相談しやすい体制を整えるよう努めております。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

#### 【社会福祉課】

現金給付を伴う事業を含む生活困窮者自立支援事業の今後の展開につきましては、国等の動向を注視し研究してまいります。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

**【社会福祉課】**

現金給付を伴う事業を含む生活困窮者自立支援事業の今後の展開につきましては、国等の動向を注視し研究してまいります。

#### 4. 福祉医療制度

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

**【保険医療課】**

県において様々な観点から議論が継続されているため、今後の県の動向を注視してまいります。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

**【保険医療課】**

子ども医療費無料制度について、15歳年度末までの入院・通院は現物給付で、18歳年度末までの入院は現金給付で実施しておりますが、令和8年4月1日から15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方の通院費及び入院費を現物給付となります。

入院時食事療養の標準負担額の助成について、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

**【保険医療課】**

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

**【保険医療課】**

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【保険医療課】

本市財政状況は大変厳しい状況であることから、現状では考えておりませんが、今後の県等の動向を注視してまいります。

## 5. 子どもの権利保障

### (1) 子どもの権利を守る施策の推進

①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【子ども福祉課】

ひとり親家庭の中学生の学習及び進学意欲の向上を図るため、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業を平成29年度から開始しております。平成30年度には定員等を拡充し、また、令和元年度及び令和4年度には新たに実施地区を増やして実施しております。小学校低学年からの実施は考えておりませんが、他市町村の動向を注視してまいります。

NPOやボランティアへの支援につきましては、必要に応じて研究していきます。

②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【子ども福祉課】

あま市では、こども家庭センターを令和6年4月から設置しております。

職員配置につきましては、センター長は子ども健康部長が担い、母子保健機能は健康推進課(保健センター)が担当し、児童福祉機能は子ども福祉課及び保育課が担当しております。日頃から、3課が情報共有し、連携を図りながら運営しております。

専任・正規による専門職員につきましては、統括支援員(保健師)を子ども福祉課に配置し、母子保健機能と児童福祉機能の両機能を円滑に推進できるよう役割を担っています。また、母子保健機能では、正職員の保健師を6人、専任(会計年度任用職員)の保健師を1人配置しています。児童福祉機能では、子ども家庭支援員(正職員の保健師)を2人、虐待対応専門員(正職員1人及び家庭児童相談員2人)を配置しています。その他、保育課には、子育てコンシェルジュ(保育士)を4人配置しており、体制を整備しております。

### (2) 就学援助制度の拡充

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

#### 【学校教育課】

基準は参考基準として設けていますが、参考基準を超えた世帯についても現在の状況などを加味して、認定の決定をしております。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

#### 【学校教育課】

現段階では、支給内容の拡充予定はありませんが、他市町村の動向を注視しながら検討していきます。

なお、オンライン学習に関しては、保護者の費用負担が発生する運用を実施する具体的な計画ができていないため、未定としております。

③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

#### 【学校教育課】

学校での申請受付は、書類不備等の確認が繁雑であるため、教職員にかかる負担が大きくなることから検討をしております。

周知につきましては、始業式、夏休み前、冬休み前に学校を通じて配布する保護者への就学援助の案内や市公式ウェブサイト及び広報紙で、年度途中でも申請できることを周知しております。

### ★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。

#### 【学校教育課】

給食費を無償化するための財源確保に課題があるため、現在のところ、給食費の無償化については実施の予定はありません。

本市におきましては、学校給食法第11条第2項で、学校給食にかかる経費のうち食材費は保護者の負担とすることが定められているため、この法に従って給食事業及び給食費の徴収を実施していますが、1食あたり10円の補助を行っております。

また、今年度は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、20円の補助を追加で実施しております。

さらに無償化するためには、毎年約5億円の財源が必要となり、本市単独の財源で考えた場合、限りある財源を有効活用するためには、給食費だけでなく、本市全体の総合計画に基づき、計画的に実行していく必要があるため、現時点で給食費を無償化することは困難な状況にあると考えています。

国が来年度から実施予定の給食費無償化の動向を注視してまいります。

②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

**【保育課】**

就学前教育・保育施設等の給食に関する費用(副食費)については、国の基準により免除を実施しているところですが、これを上回る減免・補助制度については、他自治体における制度を参考に、今後研究したいと考えております。

**★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上**

①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

**【保育課】**

新たな配置基準を満たすよう保育士の確保・増員を図るため、保育士養成校を訪問し本市の新規採用試験への勧奨を行うなど努めておりますが、全国的な人手不足もあり、近年志願者数が少なく、保育士の確保に苦慮しているところです。

また、1歳児の加算措置につきましては、国の給付制度に基づき、条件を満たす私立保育園施設に対しては加算を実施してまいります。

なお、0・1・2歳児につきましては、待機児童を出さないことを第一に考えると、市独自で保育士の配置基準の改善を行うことは難しいと考えております。

②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

**【保育課】**

公立施設の統廃合や民間移管については、保育ニーズを踏まえ慎重に検討する必要があるものと捉えています。また、認可保育所を整備等については、「あま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき検討してまいります。

なお、本市では0～1歳児に対して潜在的な保育ニーズが高いことから、育児休業取得時には退園の対象としておりますが、今後の保育ニーズの推移を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

**【保育課】**

保育施設等への指導監査については、毎年実地検査の実施により各施設の実態把握に努めてまいります。認可外保育施設等に対しては、県と連携し指導監督を実施してまいります。また、監査を行う際には保育士長も同行し実施しております。

④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

**【保育課】**

事業認可申請を提出した業者が、設置基準を満たした施設での申請であれば認可することができることになっております。

事業を実施する施設には、実地検査等の実施により認可事項が守られているか実態把握に努めてまいります。

また、令和7年度から環境整備費として改修費の補助を行っております。

## 6. 障害者・児施策

①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

**【障がい福祉課】**

本市では、障害者手帳の交付を受けた方に対して、等級に応じて手当を支給しています。現時点では、手当の増額については考えておりませんが、近隣市町の状況を注視してまいります。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。
- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

**【障がい福祉課】**

市内には日中サービス支援型グループホームも設置され、障がいの種別や程度を問わず受け入れるグループホームが今後市内でも増加していくものと考えております。

また、夜間の職員体制や常勤の看護師配置についての補助については、自治体での独自の補助制度は考えておりませんが、今後の国の対応及び県や他の市町の動向に注視してまいります。

④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

**【障がい福祉課】**

障害福祉サービスの支給につきましては、指定特定相談支援事業者が本人と面談の上

作成した計画案に基づき、サービスの支給量を決定しております。また、セルフプランの場合は、本人から希望を聞き取った上で、必要な支給量を決定しております。

移動支援に関して、現時点では基本報酬の増額については考えておりませんが、近隣市町の状況を注視してまいります。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

**【障がい福祉課】**

障害福祉サービスの利用料等は、国の指針に基づき、現行制度で対応しておりますので、無償化については考えておりません。また、障害福祉サービスの利用者負担額を判定するための世帯範囲や収入及び所得割額の判定対象者につきましては、国の指針に基づき、現行制度で対応してまいります。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

**【障がい福祉課】**

国の指針に基づき、原則「介護保険利用を優先」としますが、介護保険だけでは支援が難しい場合、もしくは介護保険制度にないサービスを利用希望の場合は、本人の意向に沿えるよう対応してまいります。また、介護保険制度が優先となる場合は、御理解いただけるよう丁寧な説明を行ってまいります。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

**【障がい福祉課】**

令和7年度より開始した基幹相談支援センター事業により、地域の障がいのある人への相談支援体制を強化し、虐待の防止及び虐待を受けたと思われる方へのフォロー体制の整備に努めてまいります。

## 7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

#### 【健康推進課】

平成26年度から、子どもインフルエンザ予防接種について、1歳から小学校6年生までは2回、中学生は1回の助成券を発行し、1回1,000円の費用助成を行っていますが、障がい者を対象とした助成は現在考えていません。带状疱疹ワクチンについては、令和7年4月から定期接種となり65歳になる方(経過措置:65歳を超える方については5歳年齢ごと)等の対象者に対し費用助成を行っていますが、対象者以外の任意予防接種については現在考えていません。妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチン、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種については、国は定期化に向け検討することとしていますので、その動向を注視していきたいと考えています。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

#### 【健康推進課】

高齢者肺炎球菌ワクチンについては2,000円の自己負担、带状疱疹ワクチンについては、ビケンが3,000円、シングリックスが7,000円の自己負担が必要ですが、現在のところ引き下げは考えていません。また、任意予防接種事業の再開及び2回目の接種についての任意予防接種事業の予定はありません。

## 8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

#### 【健康推進課】

令和7年4月より産婦健診2回目の助成を開始しました。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

#### 【健康推進課】

令和8年度から5歳児健診を開始できるよう準備を進めています。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

#### 【健康推進課】

妊産婦歯科健診は、妊婦を対象に無料で保健センターで実施しています。産婦については引き続き検討してまいります。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

**【人事秘書課】**

歯科衛生士を常勤で3名配置しております。

## 9. 地域の保健・医療

①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

**【健康推進課】**

地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床数については、県が主体となり、二次医療圏ごとに調整会議が行われてきました。海部医療圏においては、海部構想区域地域医療構想推進委員会として開催され、各病院の実態に即した病床数となるよう調整が図られており、あま市民病院の病床削減を行う予定はありません。

②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

**【健康推進課】**

あま市民病院では令和元年度から指定管理者制度を導入し、その運営を（公社）地域医療振興協会に委ねていることから、医療従事者の確保についても、（公社）地域医療振興協会が行っています。

③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

**【人事秘書課】**

保健センターの正規職員数は、令和7年4月1日現在33名であります。今後も業務量に応じた人数配置について健康推進課と協議を行ってまいります。

**【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

**【保険医療課】**

国等の動向を注視していきたいと考えております。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

**【保険医療課】**

国等の動向を注視していきたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【高齢福祉課】介護

国等の動向を注視していきたいと考えています。

④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【高齢福祉課】介護

国等の動向を注視していきたいと考えています。

⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【高齢福祉課】高齢

国等の動向を注視していきたいと考えています。

⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

【保険医療課】

国等の動向を注視していきたいと考えております。

⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

【学校教育課】

国等の動向を注視し、その他の方法についても調査・研究していきたいと考えております。

⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【障がい福祉課】

グループホームにつきましては、今後市内において増加していくものと見込んでおります。

⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

【高齢福祉課】【障がい福祉課】【健康推進課】【保育課】

国等の動向を注視していきたいと考えています。

## 2. 愛知県に対する意見書

①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

### 【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

### 【高齢福祉課】高齢

国等の動向を注視していきたいと考えています。

③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

### 【保険医療課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

### 【学校教育課】

県等の動向を注視していきたいと考えております。

⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

### 【健康推進課】

地域医療構想に基づく、公立・公的病院の病床数については、県が主体となり、二次医療圏ごとに調整会議が行われてきました。海部医療圏においては、海部構想区域地域医療構想推進委員会として開催され、各病院の実態に即した病床数となるよう調整が図られており、あま市民病院の病床削減を行う予定はありません。また、感染症病床はありませんが、一部の病室は陰圧仕様にするなど新興感染症にも対応できるよう対策をしています。

⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

### 【高齢福祉課】介護

国等の動向を注視していきたいと考えています。

以上